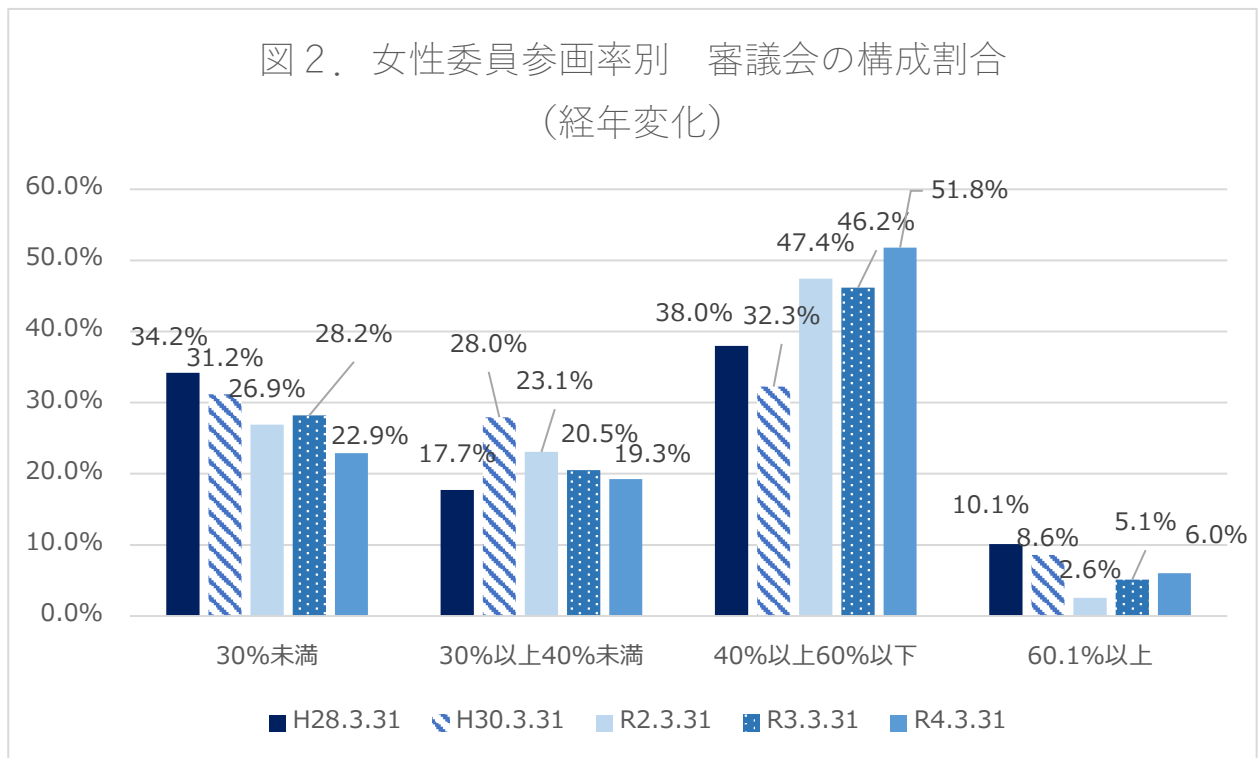
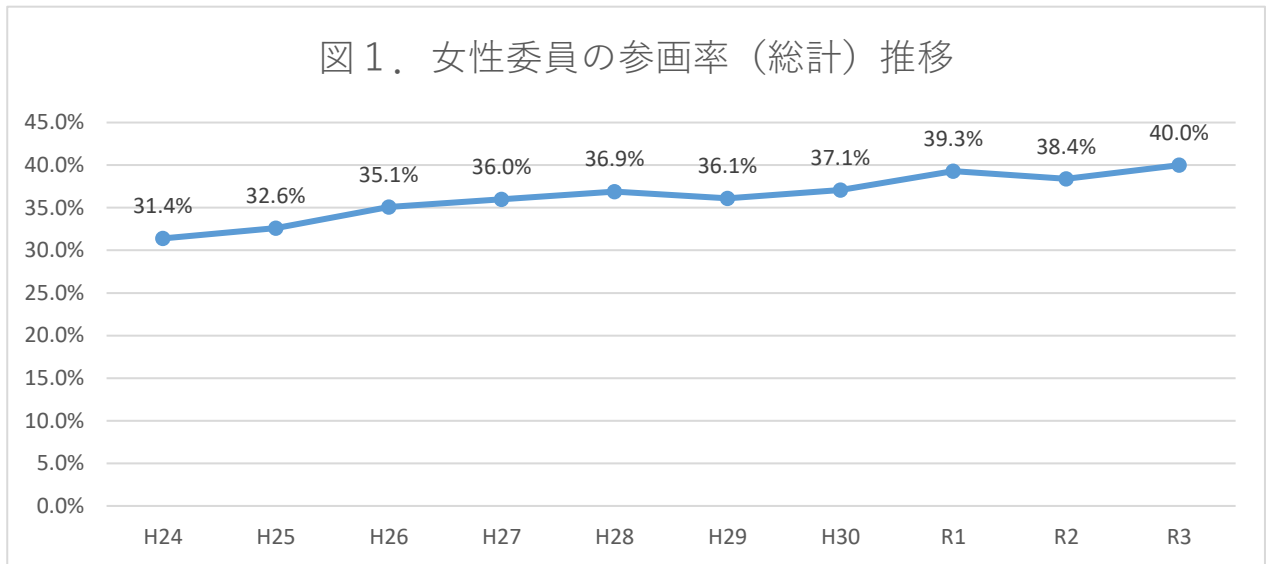


政策、方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、「第4次男女共同参画推進計画」において、「審議会等における女性委員の割合」の目標値を50%としています。令和3年度における女性委員の参画率（行政委員会と附属機関等の合計）は40%（図1）となりました。

さらに、女性委員の参画率の審議会毎の構成比率をみると、40%以上60%以下の割合は、6年前の平成27年度末38.0%から、令和3年度末には51.8%まで向上し、30%未満の割合は減少傾向にあり（図2）、各審議会等の女性参画率は向上しています。30%未満の審議会等については関係団体からの推薦や職務指定等の理由から固定化している現状にあります。



## 女性参画拡大への取り組み

- ・女性委員の参画率向上のため要綱や託児制度等の周知を毎年度実施。
- ・推薦依頼団体あての「女性委員推薦依頼文」の例示や、審議会への女性登用に関する啓発資料を職員がいつでも閲覧できるようパソコン内に掲示。
- ・男女ともに委員総数の4割以上を達成できない委員委嘱に関しては、委嘱決裁時に今後の改善策を示していただき、男女共同参画センターからのコメントも記載している。
- ・委員推薦にあたり所属からの希望があれば男女共同参画センターからも、推薦依頼団体に同行し依頼を行う。
- ・女性委員の参画率4割未満が続く審議会等については、次期委嘱の2~3か月前に男女共同参画センターへの事前協議を徹底し委員構成の見直しや男女共同参画枠の検討を促す。
- ・委員構成の見直しや条例等の改正も含め検討いただけるよう通知を行い、それらの内容を反映した事務フローを作成、また改善策の内容について、次の担当者への引き継ぎを確実に行っていただけるようフローにも明記し通知。